

長井市監査委員告示第 11号

定例監査の結果について

地方自治法第199条第4項の規定に基づき、下記のとおり定例監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により公表する。

令和3年3月26日

長井市監査委員 飯澤 常雄

長井市監査委員 蒲生 光男

記

- 1 監査の範囲 令和2年度(令和2年4月～令和3年2月)の下水道事業会計及び一般会計にかかる財務事務及び関連事務の執行状況
- 2 監査の期日及び監査対象課

年 月 日	監 査 対 象 課
令和3年3月26日(金)	上下水道課 福祉あんしん課

3 監査の結果

提出された関係書類、帳簿等を審査した結果、予算の執行等の財務に関する事務は長井市財務規則等に基づいて概ね適正に執行されているものと認められるが、上下水道課については文書管理と契約について、福祉あんしん課については規則と契約書の齟齬について留意を求めた。